2・6大津地裁判決の意味

- 労働運動・市民運動への影響

2024年3月20日 名古屋共同法律事務所 弁護士 中谷雄二

### 第1 大津地裁判決の内容

- (1) 事件内容
- ①大津地裁 湖東協事件(恐喝未遂・威力業務妨害)
- \*2017年春、関生支部と提携関係にある生コン協同組合の役員が「大変なことになりますよ」とゼネコン(大和ハウス子会社フジタ)を脅し、生コンを協同組合から買わせようとしたとして、協同組合理事らと関生支部組合員を恐喝未遂で起訴。
- \*手段-労働組合員2,3名が短時間、平穏に建設現場の違法(アウトリガーを張り出さないレッカー車使用、バンパーを外した・溝のすり減ったタイヤでのダンプの走行など)を現場監督に指摘して警察官や行政に通報した活動(「軽微な不備に因縁をつけ」(起訴状))とゼネコン周辺での法令遵守を求めるビラまき行動(全員恐喝未遂で逮捕。ビラまき参加者は威力業務妨害で起訴)
- ②大津地裁 大津協事件(威力業務妨害)

建設現場で①と同様の行動をしたこと(セキスイハイム・日本建設の工事現場での法令違反の調査・是正活動)を威力業務妨害で逮捕起訴。

(2) 結論

2名 有罪 0被告 懲役2年6月 未決勾留中30日を刑に算入 執行猶予3年

A被告 懲役1年6月 執行猶予3年

理由:コンプライアンス活動の判断は第1事件同様。

アウト対策=恐喝の構成要件に該当

7名 無罪:事件現場の京津・湖東ブロックに所属する組合員ではなく、大阪市

内ブロックの組合員だから故意と共謀が認められない。

法廷内外の闘いの結果、無罪を勝ち取ったが、内容的には極めて問題あり

## 第2 大津地裁判決の問題点

① 構成要件該当性判断のみ

違法性阻却事由に対する正面からの判断がされていない。

刑法の判断 構成要件該当性→違法性→責任

と順次判断すべきもの しかるに構成要件該当性判断はあるが、違法性阻却事由(正当行為)についての判断がない。刑法の基本的な判断過程に問題あり。

② 違法性阻却事由=労組法1条2項の刑事免責

憲法 2 8 条の労働基本権の保障→暴力行為を除く、正当な組合活動は、刑事免責の対象

労組法1条2項「労働組合の団体交渉その他の行為であつて前項に掲げる目的を達成

するためにした正当なものについて」は正当行為とする。

### フジタ事件

## (1) 恐喝の構成要件該当性判断

- ①コンプラ活動の目的「アウト対策の一環として行われたものであり、その目的には、アウト業者の取引先である建設業者等に圧力をかけ、その生コンの仕入れ先をアウト業者から協組の加入業者に変更させることも含まれていた。」
- ②関生支部組合員及び湖東協組関係者の行為は、「生コン契約をダイセイから近江アサノに変更させることに向けられたものであり、かつ、生コン契約締結の決定権限を有する E を畏怖させるに十分なものであったとみとめられ、恐喝の実行行為に該当する。」
- ③ 約1ヶ月間で9回のコンプラ活動が行われており、これが頻繁でないなどとはいえない。本件コンプラ活動において指摘された事項の多くは、<u>即座に是正しなければならないようなものとは認められない</u>し、本件コンプラ活動の目的、内容からすれば、たとえ<u>その中に一部それ自体は正当な指摘があったとしても</u>、直ちにこれに対応することが現場監督者らの責務であったとはいえない。そして<u>社会常識に照らし軽微</u>といわざるを得ない違反を繰り返し指摘し、その対応に時間を要することで、現実に工事の進捗に影響が生じていることは明らかである。
- ④ 関生支部組合員らは本件コンプラ活動の現場において、湖東協組による契約獲得を求める言動をしていないものの、そもそも関生支部においては、アウト対策の一環としてのコンプラ活動がアウト業者の生コン契約を協組の加入業者に変更させる目的を有するものであったことを踏まえれば、前記の点(契約を求める言動をしていないこと)は、本件コンプラ活動を含む関生支部組合員の行動が、近江アサノに生コン契約を獲得させる目的でされたと認定することの妨げになるものではない。

# (2) 違法性阻却事由の判断

「本件コンプラ活動等の実施規模や頻度、態様等に加え、中略・・・関生支部側の要求に応じなければ更なる攻撃の拡大を示唆するものであったことなどからすると、フジタ事件における関生支部組合員らによる一連の行為は、フジタに対し、生コンの仕入れ先を変更させることを目的として執拗かつ継続的に圧力を加えたものというべきであり、恐喝の実行行為にも該当する。この認定判断は、たとえ個々のコンプラ活動が平穏に行われたり、その中での私的の一部にそれ自体としては正当なものが含まれていたりしたとしても、左右されるものではない。したがって、被告らの行為を正当な行為とみることはできない。」

→労組法1条2項を前提とした判断が全く無い。当該行為が、労働組合として、正当な行為に該当するか否か→この判決を前提にすれば、目的が「生コンの仕入れ先変更」目的という経済的自由に対する圧力にあれば、労働組合としての「正当行為」になりようがないこととなる。

しかし、労働組合の本来の役割は、団結の威力を背景として、経済的自由に対する制約を求めること(実質的な対等の回復)にあるのだから、本来、自由に決定できる事項を団結の圧力や威力によって変えようとする労働組合活動は全て、「正当行為」にならないと

いう論理となる。一①コンプライアンス活動が労働者の「経済的地位の向上」に役立つかという観点を完全に欠いた議論(労組法2条本文)。産業別労働組合における、良質の生コンを適正価格で販売する企業が、質の劣る生コンを廉価で販売する企業との不公正な競争に巻き込まれないよう監視し、労働者の経済的地位の向上を図ることは労働組合の正当な目的。法令違反の根絶というコンプラ活動の目的から考えれば、それによって公共の利益が達成される。一意図によって左右されない。

②対抗的団体行動についての無理解。労組法1条2項の無理解。

刑事裁判官として、形式的に構成要件に該当すれば、例外的な違法性阻却事由たる「正当行為」該当性は、労組法1条2項の文言にかかわらず、自らの社会常識によって許されるかどうかを決定できるという法の構造の無知に基づく欠陥判決。

## 日建事件

日建事件におけるコンプラ活動は、「現場監督らを工事現場外に呼び出し、軽微な不備について繰り返し指摘し、市役所職員を現場に臨場させ、現場所長らにその対応を余儀なくさせるもので、これにより同現場における作業がその都度中断するなど、業務の円滑な遂行を妨げるものであった。」

「関生支部組合員らは、同工事の施主であるネッツトヨタびわこの会社名が大きく記載され、一見すれば同社がコンプライアンス違反をしたと見えるビラを作成し、これを同社の役員方等に投函しているところ、このような行為は、同社の役員らに対し、同社の企業イメージを低下させるビラの配布を示唆し、これを避けるため、日建に圧力をかけることを暗に求めるものとみとめられ、仮に日建に一定の違反があったとしても、その是正を求める手段として不穏当であり、日建にとって、強い心理的圧力を与えるものといえる。」このコンプラ活動もアウト対策の一環として行われ、その目的が達成されるまで同様の行為が繰り返される恐れのある状況があったことに照らすと、「これを受けた相手方の意思を制圧するに足りるものである」といえる。

→ビラ配布を安易に「心理的圧迫を与える」として威力業務妨害の実行行為と評価することの問題。平穏なビラ配布は、憲法21条の保障の下にある。-名誉毀損等の違法な場合のみが例外(最高裁判例-公益目的・公共性・真実 or 真実と信じるにたる相当な理由)。憲法上の表現の自由の保障と営業の自由との権利の対抗関係について全く考えていない。-精神的自由権の優越的地位

#### (正当性判断のあり方)

- ① 目的の正当性-コンプライアンス活動が達成しようとしている実定法の趣旨・目的に かなう活動かどうか。
- ② 手段・方法の正当性-法規違反を疑わせる事情が客観的に存在したか。違反を指摘された法規の性質、コンプライアンス活動の具体的菜実施方法。-法規違反の事実確認の方法、企業に対する違反事実の通知の態様、企業の業務遂行に与えた具体的な不利益の程度(是正のための時間、費用、人員は違法行為を行った企業の側に原因があり、損害と考えるべきではない)

## (星山決定に対する言及)

「(コンプラ活動等が)必要以上に反復・継続する場合には、違法な業務妨害行為と評価 すべき場合も生じ得ると考えられる」とした上で、「(当該事案においては)現在も業務 妨害と評価し得る行為が反復・継続されているものではない」旨説示しているもので、関 生支部のコンプラ活動のすべてについて社会通念上相当と認めたものではない。

→星山生コン事件決定は、68回のコンプライアンス活動を適法と評価している。抽象的な文言ではなく、具体的事実との比較が必要。

#### 第3 関生攻撃の特徴

- ①マスコミ・ユーチューブを利用した労働組合への反社会的勢力キャンペーン
- ②排外主義グループの組合つぶしへの参加
- ③不当労働行為と並走する刑事弾圧
- ④組合潰しの狙いを隠さない警察・検察

「関生を削る」という取調検事の発言。組合をやめることを繰り返し求める取調刑事の発言。組合に残れば逮捕するし、組合を脱退すれば逮捕しないというあからさまな対応。そして「脱退」とはたんに組合に脱退届を出すのではなく、警察のいうとおりの供述調書を作ること。そしてその調書は裁判に必要がなくても検察側が取調を請求する。→判決は検察発言を問題とせず(公訴権濫用に対する判断)。

- ⑤組合員家族への脱退強要
- ⑥「警察からの圧力」を理由にする便宜供与の破棄
- ⑦組合への打撃を目的とした大量逮捕 第一次逮捕19人中、11人不起訴
- ⑧捜査の意図的長期化
- ⑨身体拘束の意図的長期化

## 第4 関生弾圧を見過ごすことの危険性

- (1) 客観的に犯罪とならない行為を、共謀を理由に処罰 虚偽でないビラ配布も目的に「業務妨害目的」、「恐喝目的」があれば、威力業務 妨害、恐喝罪となる。
- (2) 労働組合の組織潰しの弾圧を許せば、労働組合活動に対する萎縮効果は明らか。
- (3) 正当な表現活動も、「違法視」する意識が権力者にある。 市民運動や裁判闘争支援の運動など、それが危険と見なせば、街宣活動やビラ配布を 威力業務妨害や恐喝とされる恐れ
- (4) 戦前の歴史を繰り返すのか?
  - \*暴力行為処罰法の例:治安維持法に先立ち、「暴力団対策」のためと導入された暴力 行為処罰法は、労働組合活動や農民運動の弾圧に利用された。

# 第5 関生弾圧の意味と国民の闘い-抵抗の可能性

- (1) バラバラにされた国民-社会統制の手段としての「監視」 共同体の解体と「統合」のための情報収集と監視
- (2) 安心と安全

客観的安全-主観的安心へ 安全-侵害の取り締まり 安心-危険性の除去、予防 「見守り」と「監視」 GPS 携帯

(3) 国家はなんのためにあるのか?

国家が契約に違反した時-国民の生命、財産を守る(憲法秩序) 国民に抵抗権

日本国憲法97条 現在及び将来の国民から信託されたもの 人権を引き継ぐ責任-13条

- (4) 今は、抵抗の時ではないのか?
- 第6 関西生コン事件ーなぜ理解が広がらないか?
- (1) 企業内組合が当たり前の意識
- (2) 長らくストライキ、ピケッティングなどの闘争を目にしないことによる実力闘争に対する違和感
- (3) 忘れ去られた他企業への要請・抗議行動 背景資本攻めは、労働争議の基本
- (4) 労働組合が自らの権利を、雇用関係がある使用者にしか権利行使が許されないという 使用者側の論理、権力側の判例法理に屈することになった。

以上